

■用語解説

用 語		説 明
あ 行	あんしん見守りネットワーク協力事業者	「新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」に協力してくれる電気・ガス・水道・宅配事業者などの事業者。普段の業務の中で高齢者らの異変を発見した際、地域包括支援センターに連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが区役所などの関係機関と連携を図りながら、状況確認や適切な支援につなげる。 P28 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業 参照
	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援。
	運動器	身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの総称。
	運動普及推進委員	地域に健康づくりのための運動を広めるボランティア。
	ACP	人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス。「人生会議」という愛称がつけられている。
	嚥下機能	食物を飲み下す機能。
	オレンジリング	認知症サポーターの証として同サポーター養成講座受講者に提供されるゴム製のリング。
か 行	介護医療院	長期療養が必要な要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話などを行う施設。
	介護給付費準備基金	介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金。事業運営期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むにあたり、最低必要と認められる額を除き取り崩すことが基本的な考えであるとされている。
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	要支援・要介護認定者の相談に応じ、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成し、各種サービス手続きの代行や連絡調整などを行う者。
	介護支援ボランティア事業	福祉施設などでボランティア活動を行った場合、その活動時間に応じ、換金できるポイントを付与する事業。本市では「にいがたし元気力アップ・サポーター制度」として実施している。
	介護手当支給事業	介護保険法のサービスを利用せずに、要介護度が重度の低所得高齢者を常時介護している家族に対し、慰労金を支給する事業。

用 語	説 明
介護訪問員（ホームヘルパー）	身体介護や生活援助などの訪問介護を提供する介護保険法に基づく専門職。
介護保険サービス	介護保険は、加齢による病気等で要支援・要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な方に対しての保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12（2000）年4月に創設。特に、介護等が必要な方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とする。
介護保険保険者努力支援交付金	保険者機能強化推進交付金の評価指標に準じた指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて交付される交付金。介護予防・健康づくりに関する取組を重点的に評価する。保険者機能強化推進交付金に加え、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、令和2（2020）年度に創設された。 「保険者機能強化推進交付金」参照
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは進行の防止を目的として行うもの。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定者および基本チェックリストによる判定で事業対象者となった方に対して、「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために行うもの。 高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるように、心身の状況、置かれている環境、高齢者自身の希望等を勘案し、民間企業等のサービスを含め、適切なサービス等の利用を支援する。
介護予防支援	要支援認定者が介護予防サービスなどを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画を作成し、各種サービス手続きの代行や連絡調整などを行うサービス。
介護予防相当サービス	本市の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられるサービスの1つ。訪問型と通所型がある。平成28（2016）年度までの介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のサービス内容。

用語	説明
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険の地域支援事業に位置付けられる事業。市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に進めるよう、平成23（2011）年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26（2014）年の制度改正により再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントがあり、基本チェックリストによる判定で事業対象者となった方や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行され、全市区町村で実施されている。
介護離職ゼロ	家族の介護を理由とした離職の防止等を図る取組。「一億総活躍社会」に向けた国の取組のひとつ。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの日常生活上の介護、機能訓練その他必要な医療などを行う施設。令和5（2023）年度末に廃止となる。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う施設。小規模（定員29人以下）を地域密着型、30人以上を広域型という。
介護老人保健施設	心身の機能の維持回復を図り、居宅で生活を営むことができるようにするための支援が必要な要介護認定者に対し、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療や療養上の世話などを行う施設。
介護労働実態調査	介護事業所における介護労働の実態および介護労働者の就業の実態等を把握し、明らかにすることによって、介護労働者の働く環境の改善と、より質の高い介護サービス提供の基礎資料とするため、公益財団法人介護労働安定センターが実施している調査。
かかりつけ医	患者や家族の生活も含めて健康問題を相談できる地域の開業医。病院に入院又は通院している場合は、その病院の医師。

用語	説明
家族会	認知症の方とその家族や「認知症」に関心を持つ方が集まり、お互いに悩みを分かち合い、共有し、連携することで支え合う会のこと。全国的なものとして「認知症の人と家族の会」がある。昭和57（1982）年に結成され、新潟県では平成8（1996）年に支部が発足した。
看護小規模多機能型居宅介護	在宅の要介護認定者に対し、訪問看護と小規模多機能型居宅介護などを組み合わせ一体的に提供する施設。 「小規模多機能型居宅介護」参照
鑑別診断	認知症の有無や種類を、認知機能検査や脳機能画像検査（CTやMRIなど）、血液・脳脊髄検査などを行い、診断すること。
基準緩和サービス	本市の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられるサービスの1つ。訪問型と通所型がある。介護予防相当サービスの人員基準等を緩和し、介護人材のすそ野を広げ、それにより軽度者の受け皿を拡大することを目的としたものであり、主に身体介護を必要としない方を対象とする。
基本チェックリスト	運動や栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつ症状など25項目の質問に答えることで、介護の原因となりやすい生活機能の低下について調べることができるチェックリスト。実施結果が定められた基準に該当し「事業対象者」と認められると、要支援認定を受けていなくても介護予防・生活支援サービスを利用することができる。
キャラバン・メイト	「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人。一定の要件を満たした人が研修を受講し、ボランティアの立場で講師として活躍している。
急性期治療	病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの間の治療のこと。「病気の進行を止める」「病気の回復が見込めるめどをつける」までの間の医療。
共生型サービス	介護サービスと障がい福祉サービスの一部を一体的に提供するサービス。
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	急速な高齢化の進展に伴い、認知症の方が増加していることから、認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う共生社会の実現を推進することを目的として令和5（2023）年6月に成立した法律。

用語	説明
居宅介護支援	居宅の要介護認定者が、居宅サービスなどを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、各種サービス手続きの代行や連絡調整などを行うサービス。
居宅サービス	居宅で生活する要支援・要介護認定者に提供される介護サービス。訪問など自宅でサービスを受けるもの、デイサービスなど通所でサービスを受けるもの、住宅改修など費用の支払を受けるものなど様々な種類がある。 該当するサービス区分はP67～68の表を参照
グループホーム	認知症の人に対し、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う施設。
ケアプラン	介護を必要とする利用者やその家族の状況や希望を踏まえ、利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書。
ケアマネジャー	介護支援専門員。介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、ケアマネジメントという手法を用い、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う者のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方を入所させる施設。食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、その他の日常生活上必要な便宜を提供する。
圏域ケア会議	日常生活圏域単位で開催される地域ケア会議。
現役世代（生産年齢人口）	主に15歳から64歳までの方。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活ができる期間。
権利擁護	高齢者等が認知症などにより、自らの権利を適切に行使することが困難になったり、判断能力が不十分になることで自らの権利が侵害されることのないよう、その権利を守ること。具体的には、本人に代わって財産の管理を行ったり、虐待などの人権侵害の状態から保護したりすること等。

用語	説明
公益財団法人介護労働安定センター	わが国の高齢社会の進展に伴う介護労働力の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関。 平成4（1992）年に設立され、「介護労働者法」の指定法人として現在に至っている。
高額介護サービス	利用者の負担が過度にならないよう、介護保険サービスの利用者負担合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が高額介護（介護予防）サービス費として支給される。 なお、負担上限額は利用者の所得に応じて設けられており、また、（介護予防）福祉用具購入費、（介護予防）住宅改修費などは対象にならない。
後期高齢者	75歳以上の方。
口腔機能	かむ（そしゃく機能）、食べる（摂食機能）、飲み込む（嚥下機能）、唾液の分泌、唇の動き、舌の動き、発音（構音）機能など、口が担う機能の総称。
口腔ケア	狭い意味では、口腔の清掃をいうが、これに加えて、歯石の除去、義歯の手入れ、さらに、摂食・そしゃく（かみ砕く）・嚥下（飲み込む）訓練まで含めて考えられる場合もある。 誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切である。
高齢化率	総人口に占める65歳以上の人口の割合。 割合が7%超で「高齢化社会」割合が14%超で「高齢社会」割合が21%超で「超高齢社会」 ※WHO（世界保健機構）と国連の定義による。
高齢者虐待防止相談員	高齢者虐待防止に関する相談窓口機関の職員に対して、助言をするなど、高齢者虐待防止に特化した業務を専門的に行う者。 P25 高齢者虐待防止相談員の配置 参照
幸齢ますます元気教室	要介護状態になることを予防するため、運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善、および認知機能維持・向上の複合プログラムを3か月間実施する通所型の介護予防教室。 対象者は、要支援認定者又は基本チェックリストによる判定で事業対象者となった方。
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して世帯面から総合的に明らかにする調査。 国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61（1986）年から毎年実施している。

用 語		説 明
	ご当地連携研修会	医療・介護の関係者が連携し在宅療養者を支援できるよう、顔の見える関係づくりおよび地域の課題解決に向け、在宅医療・介護連携ステーションが運営主体となり実施する研修会。 P46 ご当地連携研修会 参照
	個別ケア会議	個別ケースの課題検討を行う地域ケア会議。
さ 行	サービス付き高齢者向け住宅	平成23（2011）年10月の「高齢者住まい法」の改正により創設された登録制度に基づく住宅。高齢者が安心して生活できる住まいの供給を促進するため、バリアフリー構造や安否確認、生活相談等の高齢者を支援するサービスを備えている。
	在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供すること。
	在宅医療・介護連携推進協議会	学識経験者、医療関係者、介護事業関係者等で構成し、在宅医療・介護連携の推進、新潟市医療計画の進捗状況および具体策に関することを協議する。 P46 在宅医療・介護連携推進協議会 参照
	在宅医療・介護連携ステーション	地域支援事業のうち、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組のひとつとして、医療・介護関係者の連携を支援する目的で、各区に設置している医療・介護関係者の相談窓口・支援機関。
	在宅医療・介護連携センター	地域支援事業のうち、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組のひとつとして、医療・介護関係者の連携を支援する目的で、基幹型として設置している医療・介護関係者の支援機関。
	在宅医療ネットワーク	地域の医療・介護関係者で構成され、在宅療養生活を支援するために、医療・保健・介護のサービスを提供している事業者間の連携に関する取組を行い、在宅医療支援体制の構築および推進を実施している団体。
	作業療法士	理学療法士および作業療法士法による国家資格。医師の指示のもと、身体に障がいのある方に手芸、工作などを行わせたり、レクリエーションを行わせたりして動作能力や社会的適応能力の回復を支援する職種。

用語	説明
支え合いのしくみづくり会議	生活支援体制整備事業における「協議体」の本市での呼称。各地域における支え合いのしくみづくり推進員と生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画し、定期的な情報共有や連携強化の場等の機能を持つ。
支え合いのしくみづくり推進員	生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の本市での呼称。高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行う。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市区町村、都道府県及び中央（社会福祉協議会連合会）の各段階に組織されている。市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画と実施、社会福祉に関する活動に住民が参加するための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的としている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めにより設立された法人。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいい、社会福祉法人は、社会福祉事業のほか公益事業及び収益事業を行うことができる。第一種社会福祉事業とは利用者への影響が大きいため経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業であり、主として入所施設サービスが該当する。第二種社会福祉事業とは比較的用户への影響が小さいため公的規制の必要性が低い事業であり、主として在宅サービスが該当する。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症の総称。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人や家族からの様々な相談に応じ、サポートする相談員。本市は認知症疾患医療センターに配置している。

用語	説明
重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向け、地域住民の生活課題が複雑・複合化したケースや各分野の既存制度の狭間となりうるケースに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性などを問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。
重層的支援体制整備事業実施計画	重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に実施するための計画。本市では同計画を新潟市地域福祉計画に包含するかたちで策定し、令和6（2024）年4月から実施。
住民主体の訪問型生活支援	新潟市の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられる訪問型サービスの1つ。地縁団体やボランティア団体等がゴミ出しや買い物、掃除などの生活支援を行う。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心としながら「訪問」、「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行うサービス。
譲渡所得特別控除	土地建物を売ったときの譲渡所得の金額の計算上、特例として特別控除が受けられる場合があり、公共事業などのために土地建物を売った場合の5,000万円の特別控除の特例や、マイホーム（居住用財産）を売った場合の3,000万円の特別控除の特例などが該当する。
シルバー人材センター	原則60歳以上の方が会員として登録できる、臨時的かつ短期的な就業やその他軽易な業務の就業の機会を高齢者に提供するとともに、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する組織。
シルバーハウジング	60歳以上の単身世帯の方などが自立して生活できるようバリアフリー化された市営住宅。入居にあたっては所得などの入居基準を満たす必要がある。市が派遣する生活援助員が生活相談や安否の確認などを行う。
生活援助員	シルバーハウジングに入居している高齢者等に対し、必要に応じて、生活相談や安否の確認、緊急時の支援などを行う者。LSA（ライフサポートアドバイザー）とも言う。
生活支援サービス	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護保険サービスとは別に、高齢者の在宅生活の支援や、介護者の負担軽減を図るための福祉サービスを提供すること。

用語	説明	
生活支援ハウス	介護支援機能や居住機能、地域住民との交流機能を総合的に提供する施設。利用対象者は、在宅生活に不安があるものの、おおむね自立している60歳以上の方。	
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。	
生産年齢人口（現役世代）	主に15歳から64歳までの方。	
成年後見支援センター	成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行う機関。 P26 成年後見支援センター 参照	
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった方の権利を守るため、財産管理や契約等の法律行為を行う者を選び、その方を支援する制度。 将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ契約により援助者を決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選任する「法定後見制度」がある。	
前期高齢者	65歳以上75歳未満の方。	
総おどり体操	健康づくりや介護予防を目的として平成26（2014）年に本市が制作した踊りのような体操。 P19 総おどり体操事業 参照	
た 行	ターミナル（ケア）	終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重した看護（ケア）中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。
	多職種合同介護予防ケアプラン検討会	要支援者などのケアプランについて、運動・栄養・口腔などの専門職から介護予防の視点を踏まえた専門的な助言を得るなど、介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指し開催する個別ケア会議。
	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
	団塊ジュニア世代	「団塊の世代」の子ども世代に当たる、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年に生まれた世代。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
	団塊の世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年にかけての第一次ベビーブームが起きた時代に生まれた世代。

用語	説明
短期集中予防サービス	本市の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられるサービスの1つ。訪問型と通所型があり、3～6か月の短期間で行われる。訪問型は、保健師等が居宅へ訪問し、相談指導を行い、生活機能の維持・向上を図る。通所型は、要介護状態になることを予防するため、運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善、および認知機能維持・向上の複合プログラムを3か月間実施する介護予防教室。本市の呼称は「幸齢ますます元気教室」。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどで短期間入所期間中に、入浴、排せつ、食事など介護やその他の日常生活上の世話と機能訓練を行うサービス。
地域共生社会	高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のこと。
地域ケア会議	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例や日常生活圏域の課題の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援等を推進するもの。
地域コミュニティ協議会	市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区又は中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織。自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、民生・児童委員など、地域のさまざまな団体などで構成されている。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として平成18（2006）年度から市町村による実施が規定された事業。要支援認定者等を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターの運営などの「包括的支援事業」、市町村の判断で実施する「任意事業」がある。介護予防・日常生活支援総合事業は平成27（2015）年度の介護保険制度改正により新たに創設され、介護事業者によるサービスに加え、NPO、民間企業、地域住民等のボランティアなどによる多様なサービスの提供が可能。

用語	説明
地域の茶の間	子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所。
地域包括ケアシステム	医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が連携しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組み。 P10 参照
地域包括ケア推進モデルハウス	住民主体の支え合いのしくみづくりを進めるために各区に設置した本市の地域包括ケアシステム構築の要。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村及び老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
地域密着型サービス	介護や支援が必要な方ができる限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域の特性に応じ提供される介護サービス。原則として、当該市町村の住民だけがサービスを受けられる。また、要支援1および要支援2の方に対しては、心身の機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指す「地域密着型介護予防サービス」として提供される。 該当するサービス区分やサービス量はP67～68参照
チームオレンジ	認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が中心となって支援チームをつくり、各地域において認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行う仕組み。
地縁団体	自治会・町内会など。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の人口の割合が21%超であること。※WHO（世界保健機構）と国連の定義による。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話と機能訓練などを行うサービス。

用語	説明
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療ニーズの高い方でも、昼夜を問わず在宅に必要な時に必要な介護・看護サービスが受けられるサービス。 P34 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 参照
デイサービスセンター	通所介護(デイサービス)を行う施設。
特定健康診査	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に行う、メタボリックシンドロームに着目した健診。
特定施設入居者生活介護	特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）など）に入居する方に対し、介護保険を利用して、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、療養上の支援などを行うサービス。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行う。
特別養護老人ホーム	「介護老人福祉施設」参照
な 行	<p data-bbox="279 1104 587 2013">新潟県福祉人材確保推進協議会</p> <p data-bbox="587 1104 1396 2013">福祉人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進するため、新潟労働局が開催する協議会。「福祉分野の人材確保に係るネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策について理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、福祉分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的とする。新潟労働局、新潟公共職業安定所（人材確保支援コーナー設置所）、新潟県、新潟市、公益財団法人介護労働安定センター、新潟県福祉人材センター、新潟県ナースセンターおよび福祉・介護人材育成支援センター等により構成される。</p> <p data-bbox="279 1574 587 1675">にいがたし元気カ アップ・サポーター</p> <p data-bbox="587 1574 1396 1675">「にいがたし元気カアップ・サポーター制度」に登録した市内の65歳以上の方。</p> <p data-bbox="279 1686 587 1787">にいがた総おどり</p> <p data-bbox="587 1686 1396 1787">本市で開催される、ジャンルを問わない国内最大級のダンスフェスティバル。</p> <p data-bbox="279 1798 587 2013">日常生活圏域</p> <p data-bbox="587 1798 1396 2013">人口、交通事情等の社会的条件や地理的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じて定めるもの。本市では、中学校区を基礎的な単位とし設定。</p>

用語	説明
入所申込者数調査	市内の特別養護老人ホームを対象に、各施設へ入所申し込みをしている方のうち、調査日時点で入所していない方の数を調査したもの。
任意事業	介護保険の地域支援事業に位置付けられる事業。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的としている。
認知症	さまざまな脳内疾病により、脳の神経細胞のはたらきが低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下し、社会生活に支障をきたした状態。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の方やその専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。気軽に集い、認知症予防や症状の改善をめざす活動ができる場。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。市町村や職場などで実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した方。
認知症サポート医	かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役のほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくり、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案・講師等の役割を担う。国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医研修を修了した医師。
認知症施策推進基本計画	認知症基本法において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として国が策定する計画。都道府県及び市町村は、この基本計画を踏まえ認知症施策推進計画を策定するよう努めることとされている。
認知症施策推進大綱	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、令和元（2019）年6月、認知症施策推進関係閣僚会議において政府一体となって認知症の総合的対策を推進するために取りまとめられたもの。

用語	説明	
認知症疾患医療センター	都道府県等が指定する病院に設置するもので、認知症の専門医や相談員を配置しており、「医療機関受診前の医療相談」、「認知症の原因疾患を特定する鑑別診断及びそれに基づく治療」、「地域における医療機関等の紹介」等を行う専門医療機関。	
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人および家族を対象に、医療介護専門職がその家庭を訪問し、必要な医療や介護サービスの導入や調整、家族支援などを包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行う支援チームのこと。	
認知症対策地域連携推進会議	認知症対策の総合的な推進を図るために、学識経験者、医療・福祉・介護事業関係者や認知症高齢者家族関係者等で構成された委員による検討・協議を行う懇話会。	
認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う者。	
認知症バリアフリー	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組。	
認知症予防出前講座	本市の運動普及推進委員が65歳以上の市民を対象に、認知症予防に効果的とされている運動や脳を使ったトレーニング、お口の体操など栄養や口腔ケアなど、地域に出向いて実施する講座。	
は 行	はいかいシルバーSOS ネットワーク	行方不明高齢者を早期に発見し、その後のケアを図るためのシステム。新潟県内全警察署単位にネットワークが構築され、自治体、病院、福祉施設等関係機関をはじめ民間団体等多くの機関の協力で、高齢者の安全確保に努めている。
	8050問題	80歳代の親が、ひきこもりなどにより50歳代の子どもの生活を支えること。
	PDCAサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。計画から実施を1サイクルとし、何度もサイクルを回して継続的に業務を改善する。

用語	説明
避難行動要支援者支援制度	災害時の被害を少しでも少なくするため、市が心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときのために、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てる制度。
福祉バス	福祉の向上に寄与することを目的に、老人クラブなどの高齢者団体や障がい者団体が研修会やグループ活動への参加など行う場合に運行するバス。
フレイル	加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源としてつくられた言葉。多くの人々が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられている。
フレイルチェック	東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイルの兆候をチェックするプログラム。高齢者が自らの心身の状況を認識することで、本人の自覚に基づいた生活習慣の改善などを促す。
包括的支援事業	介護保険の地域支援事業に位置付けられる事業。被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
訪問介護（ホームヘルプサービス）	自宅に介護訪問員が訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話を行うサービス。
訪問看護ステーション	介護保険サービスである訪問看護等を提供するための拠点施設。訪問看護師が常駐している。
訪問診療	定期的かつ計画的に医師が訪問して、診療・治療等を行うこと。 （参考）「訪問診療」に対し、「往診」は、診療所へ通院できない患者の要請を受けて、医師が臨時的に訪問して、その都度、診療・治療等を行うこと。

用 語		説 明
	保険者	介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）。市町村は、住民の要介護認定の申請を受け付け、認定を行い、保険給付としての費用を支払い等を直接・間接に行う。また、特別会計として、費用の見込みを立て、必要な費用を第1号被保険者から保険料として徴収する。
	保険者機能強化推進交付金	市町村や都道府県による、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための交付金。平成29（2017）年の介護保険法改正により、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むとともに、財政的インセンティブを付与することが制度化されたことを受け、保険者機能を強化することを目的に平成30（2018）年度から開始された。地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、それぞれの評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付される。
	保険料基準月額	介護サービス費などをまかなえるように算出された保険料の基準となる額の月額であり、段階別の保険料は基準額をベースに設定される。
ま 行	民生委員	民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の支援、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォローなどの役割を担っている。
や 行	ヤングケアラー	本来、大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子どものこと。

用語	説明	
有料老人ホーム	<p>入浴・排泄・食事の介護や、食事の提供等を行う、高齢者の入居施設。主な類型として介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームがある。</p> <p>介護付有料老人ホームは、介護等のサービスがついた居住施設であり、介護等が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能。</p> <p>住宅型有料老人ホームは、生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。</p>	
ユニット型施設	<p>リビング・食堂などの共用スペースの周囲に個室を配置し、少人数を生活単位（ユニット）として介護を提供する形態の施設。</p>	
ユニットケア	<p>在宅に近い環境の介護施設において、他の入居者や介護スタッフと共同生活をしながら、入居者一人一人の個性や生活リズムに応じて暮らしていけるようにサポートする介護手法のこと。入居者個人のプライバシーが守られる「個室」と、他の入居者や介護スタッフと交流するための「共同生活室」があることが特徴。</p>	
養介護施設	<p>老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム。介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター。</p>	
養護老人ホーム	<p>環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の方を入所させ養護する施設。入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行う。</p>	
ら 行	理学療法士	<p>理学療法士および作業療法士法による国家資格。医師の指示のもと、身体に障がいのある方に治療体操、電気刺激、マッサージ、温熱など物理的療法を行うことで基本的動作能力を回復させる職種。</p>
	療養病床	<p>病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床以外の病床で、主に長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの。</p> <p>医療保険が適用される「医療療養病床」と、介護保険が適用される「介護療養病床」がある。</p>

用 語	説 明
老人憩の家	60歳以上の方を対象とし、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的に、教養の向上やレクリエーションの場として設置された施設。
老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。おおむね60歳以上の方で構成されており、生きがいや健康づくり、地域での社会活動などに取り組んでいる。
老人福祉センター	主に60歳以上の方を対象とし、高齢者に関する相談に応じるとともに、高齢者に対して健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を提供する施設。
労働力人口	満15歳以上のうち、働く意思と能力を持つ者の数。